

防医総総第583号

56. 10. 8

事務局長
医学教育部長
病院長
教務部長 殿
学生部長
図書館長
高等看護学院長

防衛医科大学校長

飲酒について（通達）

改正 平成23年12月27日

標記について、「部隊等における酒類の使用について（長発人1第106号37.6.13）」
第6項の規定に基づき、下記のとおり指定する。

なお、防医総総第690号(52.8.9)は廃止する。

記

- 1 学生センター内の食堂及び喫茶室
- 2 研修医官棟の談話室